

# 図書館法改正（2008）の検討過程における議論に関する考察

春田 和男  
(東京家政大学)

葉袋 秀樹  
(筑波大学名誉教授)

## 【要旨】

2006年の教育基本法の改正に伴い、2008年に社会教育三法（社会教育法、図書館法、博物館法）が改正された。本稿では、関係文献を基に、中央教育審議会生涯学習分科会制度問題小委員会での議論の内容、日本図書館協会の意見と文部科学省との意見交換の内容、内閣提出法案の内容を詳しく紹介し、多様な議論の内容が2008年の図書館法改正にどの程度反映されたのかを明らかにし、考察を行った。その結果、①今回の法改正で大きな比重を占めたのは、長年の懸案であった大学における司書養成科目の制定と「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」で規定された図書館評価・職員研修に関する規定の制定であること、②その一方で、図書館法の目的や図書館サービスの基本については大幅に改正されなかったことが明らかになった。

## 1. はじめに

### (1) 研究の背景

2006（平成18）年12月、時代の変化に対応するため、教育基本法が約60年ぶりに改正された。これに伴い、2007年6月には学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法、教育公務員特例法等、2008年6月には社会教育三法（社会教育法、図書館法、博物館法）が改正され、生涯学習・社会教育関係の規定等の充実が図られた。今回の図書館法改正は、根本的な改正ではないが、これまでの改正と比べると、範囲が広く、今後の発展につながる重要な改正が盛り込まれていると評価することができる<sup>1)2)3)</sup>。

法律の改正に関しては、改正の背景、改正のプロセス、改正の内容、改正に対する評価等の観点があるが、まず、法改正の意味を理解することが重要であり、そのためには、特に改正の内容に関して、どのような議論が行われ、議論の内容が法改正にどのように反映されたのかを理解する必要がある。

社会教育三法改正に向けて、中央教育審議会（以下、「中教審」という）では次のような取り組みが行われた。2007年3月からの第4期中教審生涯学習分科会で、生涯学習の振興方策について審議するとともに、教育基本法改正等を受けた生涯学習・社会教育関連法制の見直しに関する意見が出されたことを受け、同年6月、生涯学習分科会の下に制度問題小委員会（以下、「小委員会」という）が設置され、社会教育三法改正に関する集中的な審議が行われた。これらの審議における意見をもとに、翌2008年2月、中教審から「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（答

申)」が発表され、社会教育三法の改正の在り方が示されている。この答申を受けて、社会教育三法が改正された。

図書館法案の作成において最も重要な役割を果たすのは、審議会及び小委員会における審議の内容と、その内容を踏まえた審議会の答申である。審議会や小委員会における審議に際して参考にされる事項には、次の5点が考えられる。

第1は、図書館法を取り巻く法律の体系である。図書館法は、地方行政に関する法制と社会教育に関する法制の2つの系列上に存在する。2008年の図書館法改正は、教育基本法の改正に伴うものであるため、後者の法制に関わる。すなわち、教育基本法－社会教育法（1章～4章）－図書館法という法体系である。また、社会教育三法は「横並び」の存在であるため、社会教育法、博物館法の規定との共通性が求められる。第2は、新たに制定された子どもの読書活動の推進に関する法律と文字・活字文化振興法の内容である。これらの法律に合わせた図書館法の改正が必要になる場合がある。第3は、2001年に大臣告示された「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年7月18日 文部科学省告示第132号）（以下、「望ましい基準」という）の内容である。この基準で定められた事項の基本について法改正が必要になる場合がある。第4は、2004年7月に設置された「これからの図書館の在り方検討協力者会議」（以下、「協力者会議」という）等による公共図書館の在り方に関する検討の内容である。第5は、地方公共団体や日本図書館協会（以下、「日図協」という）等の民間団体の法改正に対する要望である。文部科学省に対して意見を述べるほか、国会議員に対する要請活動を行うことがある。

これらは、相互に関連しつつ、図書館法の改正に関する様々な課題となっており、それぞれ、必要に応じて小委員会の審議に反映されている。本研究では、小委員会での議論の内容に着目し、合わせて、それを補うものとして、民間団体の意見の内容を取り上げる。

2008年の図書館法改正に関する先行研究には、塩見昇<sup>4)</sup>、糸賀雅児<sup>5)</sup>、葉袋秀樹<sup>6)</sup>、平井歩実・二村健<sup>7)</sup>、山口源治郎<sup>8)</sup>による法改正の背景と経過に関する研究、文部科学省関係者による法改正の解説記事がある<sup>9)10)11)</sup>。しかし、小委員会での議論の内容、民間団体の意見については詳しく紹介されておらず、多様な議論の内容が法改正にどの程度反映されたのかについてはまとめられていない。

## (2) 研究の目的

研究の目的は、小委員会と日図協でどのような議論が行われ、それが図書館法改正にどのように反映されたのかを明らかにすることである。そのため、小委員会での議論と日図協の意見の内容を詳しく紹介する。法改正の背景、改正に対する評価、「望ましい基準」の内容と法改正の内容の関係については今後の研究課題としたい。

## (3) 研究の方法

関係文献を基に、まず、2008年の図書館法改正に至るまでにどのような経過を辿ったのかを時系列で示す。次に、①小委員会ではどのような議論が行われたのか、②日図協はどのような意見を表明し、文部科学省とどのような意見交換を行ったのか、③最終的に内閣はどのような内容の法案を提出したのかを明らかにする。最後に、多様な議論の内容が法改正にどの程度反映されたのかを明らかにし、考察を行う。考察では、「望ましい基準」の規定や、社会教育法及び博物館法の改正内容と適宜比較する。

#### (4) 論文の構成

本稿は5章からなる。第1章では、研究の背景、先行研究、研究の目的、研究の方法、論文の構成について論じた。第2章では2008年の図書館法改正に至る経過を明らかにする。第3章では小委員会における議論の内容、日図協の主な意見と文部科学省との意見交換の内容、内閣提出法案の主な内容を紹介する。第4章では研究結果のまとめと考察を行い、第5章では今後の課題について述べる。

### 2. 2008年の図書館法改正に至る経過

#### (1) 2007年

6月に小委員会が設置された。小委員会は委員、臨時委員、専門委員からなる。委員は菊川律子（福岡県立図書館長）、臨時委員は明石要一（千葉大学教授）、糸賀雅児（慶應義塾大学教授）、興相寛（世田谷ボランティア協会理事長）、土江博昭（島根県雲南市教育委員会教育長）、水嶋英治（常磐大学教授）、山重慎二（一橋大学准教授）、山本恒夫（八洲学園大学教授）、専門委員は井上昌幸（栃木県教育委員会）、清國祐二（香川大学生涯学習教育研究センター長）、讃岐幸治（放送大学愛媛学習センター所長）、鈴木眞理（東京大学大学院准教授）、高橋興（青森中央学院大学教授）、高橋守（新潟県立生涯学習推進センター所長）、米田耕司（長崎県美術館長）である。委員長は山本、副委員長は菊川である<sup>12)</sup>。

小委員会は、7月に「図書館法の見直しの方向性について（論点案）」<sup>13)</sup>、9月に「制度問題小委員会における検討状況について」<sup>14)</sup>、11月に「生涯学習・社会教育関係制度の検討の方向性について」<sup>15)</sup>を発表し、中教審生涯学習分科会で報告している。民間団体では、日図協が10月に「図書館法の見直しにあたっての意見」を文部科学省に提出している<sup>16)</sup>。

#### (2) 2008年

1月には、日図協が「図書館法の見直しについての意見」<sup>17)</sup>を文部科学省に提出し、その後、同省と意見交換を行っている<sup>18)</sup>。2月には、中教審が「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（答申）」（以下、「中教審答申」という）を発表している<sup>19)</sup>。福田内閣は、この答申を受けて、教育基本法の改正を踏まえ、社会教育行政の体制の整備を図るため、「社会教育法等の一部を改正する法律案」（以下、「法案」という）を第169回国会に提出した<sup>20)</sup>。審議の結果、衆議院・参議院ともに原案通り可決・成立したが、5月の衆議院文部科学委員会<sup>21)</sup>と6月の参議院文教科学委員会<sup>22)</sup>では、改正社会教育三法の施行にあたって、政府と関係者が特段の配慮をすべき事項として、それぞれ、附帯決議が採択されている。6月11日には改正図書館法が公布され、一部を除き、施行された<sup>23)</sup>。7月には教育振興基本計画が策定されている。

### 3. 議論の内容

#### (1) 小委員会での主な意見

##### 1) 「図書館法の見直しの方向性について（論点案）」（2007年7月）

3つの論点案が示されている。第1は、図書館法の目的等に関する規定（第1条～第3条）で、教育基本法の改正、子どもの読書活動の推進に関する法律と文字・活字文化振興法の制定等、時代の変化、図書館活動の実態等によって、図書館法の目的や図書館奉仕等

について規定し直すべき事項はあるかという点である。

第2は、司書・司書補に関する規定（第4条～第6条）で、司書資格に関し、大学における「図書館に関する科目」を文部科学省令で定めることを明記することと、司書・司書補となる資格の学歴要件の規定を整理することについてどう考えるかという点である。

第3は、その他の規定で、「閲覧所」「配本所」「自動車文庫」「貸出文庫」（第3条・第8条）等、時代にそぐわなくなっている用語の修正、司書・司書補の研修、図書館による自己評価についてどう考えるか、公立図書館のより一層適切な運営を確保するために改善すべきことはあるかという点である。

## 2) 「制度問題小委員会における検討状況について」（2007年9月）

上記の3つの論点について、それぞれ、小委員会における主な意見が紹介されている。

論点1では、主に以下のような意見が挙げられている。

- ・子どもの読書活動の推進に関する法律や文字・活字文化振興法の趣旨を生かし、読書の奨励をうたう。
- ・地域の課題解決の支援に関する規定を盛り込む。
- ・情報提供に用いるメディアの拡大や教育関係以外の団体・個人との協働を盛り込む。
- ・図書館の定義を見直し、第2条と第3条に「生涯学習」という言葉を入れる。
- ・第2条の「レクリエーション」を「文化」または「文化振興」に改める。
- ・第3条については、情報通信技術の発展に対応した見直しが必要である。
- ・同条に、図書館を家庭教育支援の場として位置づける文言を追加する。

論点2では、以下の意見が挙げられている。

- ・大学における司書養成の在り方についての検討が必要である。また、大学院修士課程を中心に据えて、キャリアパスを検討してはどうか。
- ・高度な専門性を有する上級司書、ビジネス支援や健康情報等の専門知識を有する司書について、民間機関による認定を検討してはどうか。
- ・職員の意識改革や司書資格取得後のキャリアパス形成のため、研修の充実が必要。このため、研修を法律に規定することを検討すべきである。

論点3では、主に以下のような意見が挙げられている。

- ・館長のリーダーシップ、質をいかに保証していくのかを考えなければならない。
- ・図書館法の見直しにおいては、学校教育との連携を図るため、学校図書館法との整合性を図ることが必要である。

## 3) 「生涯学習・社会教育関係制度の検討の方向性について」（2007年11月）

図書館法改正に関わる事項として、次の5つが挙げられている。

第1は、図書館法の目的及び図書館奉仕である。ア．近年、家庭の教育力の低下に関する指摘等を踏まえ、図書館を地域課題の解決や家庭教育を支援する場として位置づける文言を追加すること、イ．例えば、資料のデジタル化等の情報通信技術の発展等に対応して、図書館奉仕に関する規定を見直すことを検討事項に挙げている。

第2は、大学における司書の養成に関する科目である。司書・司書補の資格に関する規定の改正と、司書養成の科目と単位数の見直しを検討事項に挙げている。

第3は、司書補の学歴要件である。博物館法の学芸員補の資格要件と同様、司書補につ

いて、高等学校卒業程度認定試験の合格者も学歴要件を満たせるよう制度改正を行うことを検討事項に挙げている。

第4は、司書等の研修である。職員の意識改革や司書等の資格取得後のキャリアパス形成のため、司書等の研修の充実が必要であり、研修を図書館法に規定することを検討事項に挙げている。

第5は、図書館の自己点検・評価で、図書館法での規定とその実効性を担保する方策について検討することが必要である。また、少数とはいえ、私立図書館もその対象とするかどうかについても検討する必要がある。

## (2) 日図協の主な意見と文部科学省との意見交換

### 1) 「図書館法の見直しについての意見」(2008年1月10日)

次の11点の意見を文部科学省に提出している。

- ・図書館の基本的原理を明確に示す内容として、例えば、第1条と第3条に「人々の知る自由、多様な情報への自由なアクセスを保障する」という文言を加える。
- ・条文に生涯学習の理念を加えるにあたり、図書館は、生涯学習を進める上で最も基本的、かつ重要な中核的施設であることに留意する。
- ・第13条第1項を「公立図書館に館長及び専門的職員、並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める事務職員及び技術職員を置く。」と改正する。
- ・館長は司書資格を有することを明確にする。
- ・社会教育主事、学芸員との整合性を図るため、大学における司書の養成に関する科目を文部科学省令で定める。また、第5条の第1号と第2号を入れ替えて、大学での履修を上位に位置づける。
- ・司書・司書補に対する研修の実施を義務づける。
- ・第4条と第13条に規定されている「専門的職員」を「専門職員」に改める。
- ・図書館の自己点検・評価に関する努力義務規定を設けることは重要であるが、自主性と自由を尊重するという観点から、私立図書館にも適用することは好ましくない。
- ・第3条に電子資料の収集、情報通信技術の発展に対応したサービスを加える。また、時代にそぐわなくなったという理由のみで用語の削除や言い換えを行うことには慎重であるべきである。
- ・図書館協議会の委員に「家庭教育関係者」を加えることについては、その定義が明確ではなく好ましくない。
- ・司書資格の取得要件を緩和し、大学を卒業せずに大学院に進み、その課程を修了した者が司書資格を取得できるようにしてほしい。

### 2) 文部科学省との意見交換(2008年1月24日)

その後、24日には、文部科学省と意見交換を行っている。文部科学省が示した意見のうち、上記の日図協の意見に関連する内容は下記の通りである。

- ・社会教育法、図書館法、博物館法をそれぞれ改正する一括法案について、2月上旬までに内閣法制局と詰めの作業をする。三法横並びで検討しているため、それぞれの法の共通性・整合性が求められている。
- ・生涯学習の理念については、社会教育法に入れ、図書館法には入れない。図書館法第



1条に「社会教育法の精神に基づき」とあるため、同法にあえて加える必要はない。

- ・公民館運営審議会と同様、図書館協議会委員の構成に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を例示として加える。
- ・図書館の設置及び運営上望ましい基準と自己点検・評価の対象に、私立図書館を加える。その理由としては、ア．私立図書館に対しては税制上の措置がなされており、国としての基準を定めることが税務当局からも要請されていること、イ．公民館の基準では私立も対象としていることが挙げられる。
- ・現行法の中の古くなったり、現状にそぐわないといわれている表現の手直しについては、今回行わない。
- ・司書を「専門的職員」ではなく「専門職員」とすることについては、教育公務員特例法に「専門的教育職員」と規定されているため、このままとする。
- ・司書資格の取得要件の緩和については、次の機会に見直すことにしたい。

### (3) 内閣提出法案の主な内容

中教審答申を受けて内閣が提出した法案の主な内容は、大きく分けて次の4つからなる。

#### 1) 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備

第3条に図書館の事業の実施における配慮事項として、家庭教育の向上に資することを加える。第15条に図書館協議会の委員を任命できる範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者を加える。第3条第8号に社会教育における学習の機会を活用して行った学習の成果を活用して行う教育活動等の活動の機会を提供・奨励する事項を追加する。

#### 2) 図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供等の規定の整備

第7条の2に図書館の設置及び運営上望ましい基準の制定に関する規定を追加する。第7条の3に図書館の運営状況の評価に関する規定、第7条の4に図書館の運営状況に関する情報提供の規定を新設する。

#### 3) 司書・司書補の資格取得要件の見直し及び資質の向上等に関する規定の整備

第5条第1項第1号で、大学において履修すべき図書館に関する科目を文部科学省令で定めることを規定する。第3号で、司書となる資格を得るために必要な実務経験に、学校や社会教育施設における一定の職に3年以上あったことを加える。同条第2項第2号で、司書補の学歴要件を大学に入学できる者と規定する。第7条に、文部科学大臣および都道府県教育委員会が、司書・司書補に対し、その資質向上のために必要な研修を行うよう努める規定を追加する。

#### 4) その他の規定

第3条第1号に図書館資料として「電磁的記録」を含むことを明示すること、同号で「フィルム」を「フィilm」、 「視覚聴覚教育」を「視聴覚教育」に改めること等である。

## 4. 研究結果のまとめと考察

### (1) 小委員会での議論の特徴

「図書館法の見直しの方向性について（論点案）」の3つの論点は、主題によって、図書館法の目的や図書館サービス、司書養成、その他に分類されている。それぞれ、複数の項目を挙げているが、論点2では「図書館に関する科目」の制定、論点3では司書・司書補

の研修や図書館による自己評価が、図書館運営の改善に大きな役割を果たす重要な事項といえる。

「制度問題小委員会における検討状況について」では、多様な意見が紹介されている。大部分は、関連する法律、望ましい基準、協力者会議の報告等に基づく意見であるが、一部にまだ十分議論されていない先端的な意見が見られる。これらは、法改正よりも、今後議論されるべき課題である。

「生涯学習・社会教育関係制度の検討の方向性について」では、「図書館法の見直しの方向性について（論点案）」を具体化する形で、改正すべき事項が挙げられている。第1は、関連法規の改正や国の政策への対応、第2は、長年の懸案で、第3は、他の法律との整合性である。第4と第5は、「望ましい基準」の規定への対応である。司書の研修と図書館の評価については、「望ましい基準」で詳しく規定されているが、図書館法には対応する規定がない点が問題となっている。また、第2、第3、第4、第5については、社会教育法や博物館法との共通性を確保するため、改正が求められている。

以上のように、「見直しの方向性について（論点案）」で骨格が示され、「検討状況について」で、それを含む多様な意見が紹介され、「検討の方向性について」で、「見直しの方向性について（論点案）」に沿って、改正が必要な事項が具体的に提案されている。

## (2) 日図協と文部科学省の意見の特徴

「図書館法の見直しについての意見」では5種類の意見が見られる。①館長の司書資格等の制度改正や基本原則の規定を求める従来からの意見、②図書館に関する科目の制定、職員研修、図書館評価等の図書館運営の改善につながる事項に賛成する意見、③他の法律との関連による修正に対する批判的な意見、④用語の修正に対する慎重な意見、⑤実務上の具体的な課題の解決を求める意見である。

文部科学省の意見では、法改正の基本的な考え方と日図協の意見に対する回答が示されている。ここでは、図書館法と社会教育法、博物館法との関係を示している点が重要である。「三法横並びで検討している」ため、図書館法に社会教育法、博物館法と共通する規定を設ける必要がある。また、「生涯学習」が社会教育法で規定されたように、図書館を含む社会教育の原則は社会教育法で規定されている。これらの点の理解が必要である。

## (3) 実現された事項、実現されなかった事項、今後の法改正の課題

2008年の図書館法改正によって実現された主な事項を、内閣提出法案の主な内容の順序に列挙すると、次の11点が挙げられる。

- ①家庭教育に配慮する規定の追加（第3条・第15条）
- ②社会教育における学習の機会を活用して行った学習の成果を活用して行う教育活動等の活動の機会を提供・奨励する事項の追加（第3条第8号）
- ③図書館の設置及び運営上望ましい基準の制定に関する規定の追加（第7条の2）
- ④図書館の運営状況の評価に関する規定の新設（第7条の3）
- ⑤図書館の運営状況に関する情報提供の規定の新設（第7条の4）
- ⑥大学において履修すべき図書館に関する科目を文部科学省令で定めるという規定の追加（第5条第1項第1号）
- ⑦司書資格の取得に必要な実務経験の範囲を拡大する規定の追加（第5条第1項第3号）

- ⑧司書補の学歴要件の緩和（第5条第2項第2号）
- ⑨司書・司書補に対する研修に関する規定の追加（第7条）
- ⑩図書館資料として「電磁的記録」を含むことの明示（第3条第1号）
- ⑪「フィルム」「視聴覚教育」という用語への修正（第3条第1号）

②④⑤は社会教育法、博物館法と、①（第15条）⑦⑧⑨⑩は博物館法と同時の改正である。③⑥は、社会教育法、博物館法で定められた規定と同様の規定を定めるものである。

他方、小委員会で議論されたが、実現されなかった主な事項は、次の10点である。なお、以下の各点では該当条文が明確な場合に限り、括弧内に条文を示す。②図書館法の目的の見直し（第1条）、③「閲覧所」「配本所」「自動車文庫」「貸出文庫」等の用語の修正（第3条第5号）、④読書の奨励に関する規定の追加、⑤地域の課題解決の支援に関する規定の追加、⑥「生涯学習」という用語の追加（第2条・第3条）、⑦「レクリエーション」という用語の修正（第2条）、⑧大学院修士課程を中心に据えたキャリアパスの検討、⑨民間機関による上級司書や主題知識を持つ司書の認定資格の検討、⑩館長のリーダーシップと質保証、⑪学校図書館法との整合性を図った図書館法の見直しである。

表1は、本節で列挙した実現された事項と実現されなかった事項を、小委員会が発表した「図書館法の見直しの方向性について（論点案）」に示されている3つの論点に基づいて筆者が分類したものである。この3つの論点は、小委員会が当初に設定した検討課題であり、本表によって、当初の検討課題が今回の法改正でどの程度実現したのかを把握することができる。

全体では、実現された事項の数が、実現されなかった事項の数よりも多い。今回の法改正では、結果として、大きな比重を占めたのは、長年の懸案であった大学における司書養成科目の制定（⑥）、「望ましい基準」で規定された図書館評価（④⑤）、職員研修（⑨）に関する規定の制定である。

教育基本法改正に伴う改正であったため、図書館法の目的や図書館サービスの基本についても改正が検討されたが、「家庭教育」や「電磁的記録」を加えるにとどまった。これは、変化の激しい社会では、法の目的やサービスの基本を大幅に改正することはかなり難しいことであり、改正には十分な準備が必要であることを示していると考えられる。

実現されなかった項目として、論点1では②③④⑥⑦、論点2では⑧⑨、論点3では⑩⑪がある。このうち、②図書館法の目的の見直し、⑪学校図書館法との整合性については、今後の図書館法改正の課題になり得るが、法改正の課題と考えるよりも、今回の改正で見られたように、協力者会議の報告や「望ましい基準」において十分検討し、定着を図ることが重要である。したがって、上記の課題がその後の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」制定の過程で、十分議論されたか、基準に盛り込まれたかどうかを検討する必要がある。

#### (4) 今回の法改正のプロセスの意義

第1に、今回の改正では、図書館法の目的やサービスの基本の改正には至らなかったため、意見が反映されたのは、主に「望ましい基準」で制定された事項と長年の懸案に関する規定であった。この点で、1990年代から「望ましい基準」を段階的に制定してきたことが評価できる。第2に、改正において、社会教育法を中心とする法体系や社会教育三法と



しての共通性が重視されており、法体系の理解が必要である。これらは社会教育法制の理念と内容を共通して活かそうとするものである。第3に、民間では、日図協が、図書館運営の改善に役立つ規定を支持する意見を示したことも有意義であったと評価することができる。

表1 2008年の図書館法改正で実現された事項と実現されなかった事項（論点別）

	実現された事項	実現されなかった事項
論点1	①家庭教育に配慮する規定の追加 ②社会教育における学習の機会を活用して行った学習の成果を活用して行う教育活動等の活動の機会を提供・奨励する事項の追加 ⑩図書館資料として「電磁的記録」を含むことの明示	㉔図書館法の目的の見直し ㉕読書の奨励に関する規定の追加 ㉖地域の課題解決の支援に関する規定の追加 ㉗「生涯学習」という用語の追加 ㉘「レクリエーション」という用語の修正
論点2	⑥大学において履修すべき図書館に関する科目を文部科学省令で定めるという規定の追加 ⑦司書資格の取得に必要な実務経験の範囲を拡大する規定の追加 ⑧司書補の学歴要件の緩和	㉙大学院修士課程を中心に据えたキャリアパスの検討 ㉚民間団体による上級司書や主題知識を持つ司書の認定資格の検討
論点3	③図書館の設置及び運営上望ましい基準の制定に関する規定の追加 ④図書館の運営状況の評価に関する規定の新設 ⑤図書館の運営状況に関する情報提供の規定の新設 ⑨司書・司書補に対する研修に関する規定の追加 ⑪「フィルム」「視聴覚教育」という用語への修正	㉛「閲覧所」「配本所」「自動車文庫」「貸出文庫」等の用語の修正 ㉜館長のリーダーシップと質保証 ㉝学校図書館法との整合性を図った図書館法の見直し

## 5. おわりに

今回の図書館法の改正は、図書館職員の養成を改善し、図書館職員の研修と図書館評価に関する規定を設けることによって、図書館職員の質の向上を図り、それによって運営面から図書館の充実を目指そうとしたものと評価することができる。また、文部科学省の図書館行政には、「協力者会議による報告」「望ましい基準」「法改正」というプロセスを見ることができる。このプロセスの一つ一つの検討と実現にしっかり取り組むことが重要である。

## 注記・引用文献

- 1) 栗原祐司「図書館法等の改正と今後の課題について」(『図書館雑誌』102(9)、pp. 634-637、2008. 9)
- 2) 菊川律子「社会教育法等の改正に思う」(『文部科学時報』1592、pp. 8-9、2008. 9)
- 3) 葉袋秀樹「図書館法改正と生涯学習振興政策」(『日本生涯教育学会年報』29、pp. 57-71、2008. 11)
- 4) 塩見昇「新教育基本法と図書館法改正」(『図書館界』60(3)、pp. 180-189、2008. 9)
- 5) 糸賀雅児「図書館法 2008 年改正の背景と論点」『変革の時代の公共図書館：そのあり方と展望』日本図書館情報学会研究委員会編 勉誠出版、2008、p. 57-82
- 6) 前掲 3) の文献
- 7) 平井歩実、二村健「図書館法改正：その意味と問題点—司書課程リニューアルにおける新戦略」(『明星大学研究紀要 人文学部』45、pp. 53-78、2009. 3)
- 8) 山口源治郎「補章 戦後図書館法改正史」『新図書館法と現代の図書館』塩見昇、山口源治郎編 著 日本図書館協会、2009、p. 347-366
- 9) 生涯学習政策局社会教育課「解説 社会教育三法の改正」(『文部科学時報』No. 1592、2008. 9、p. 10-15)
- 10) 文部科学省生涯学習政策局社会教育課「法改正の要点」(『社会教育』748、pp. 26-29、2008. 10)
- 11) 栗原祐司「法令解説 社会教育三法の改正」(『時の法令』1826、pp. 38-48、2009. 1. 30)
- 12) 「制度問題小委員会 委員名簿」(文部科学省ウェブページ、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo2/meibo/07070409.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/meibo/07070409.htm)、2016 年 7 月 1 日参照)
- 13) 「図書館法の見直しの方向性について(論点案)」(文部科学省ウェブページ、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo2/006/siryou/07073103/002.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/006/siryou/07073103/002.htm)、2016 年 7 月 1 日参照)
- 14) 「制度問題小委員会における検討状況について」(文部科学省ウェブページ、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo2/siryou/07091901/002.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/siryou/07091901/002.htm)、2016 年 7 月 1 日参照)
- 15) 「生涯学習・社会教育関係制度の検討の方向性について」(文部科学省ウェブページ、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo2/siryou/07120306/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/siryou/07120306/001.htm)、2016 年 7 月 1 日参照)
- 16) 社団法人日本図書館協会「図書館法の見直しにあたっての意見」(『図書館雑誌』101(11)、pp. 762-763、2007. 11)
- 17) 社団法人日本図書館協会「図書館法の見直しについての意見」(『図書館雑誌』102(2)、pp. 122-123、2008. 2)
- 18) 社団法人日本図書館協会「生涯学習分科会答申草案、図書館法見直し意見等について」『図書館政策資料XII 図書館法改正関係資料』日本図書館協会、2008、p. 77-78
- 19) 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(文部科学省ウェブページ、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1216131\\_1424.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1216131_1424.html)、2016 年 7 月 1 日参照)
- 20) 「社会教育法等の一部を改正する法律案」(文部科学省ウェブページ、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/an/169/169\\_001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/169/169_001.htm)、2016 年 7 月 1 日参照)
- 21) 「社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(衆議院ウェブページ、[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rchome/Futai/monkaC551F2529ABB0EE649257458002987DD.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/monkaC551F2529ABB0EE649257458002987DD.htm)、2016 年 7 月 1 日参照)
- 22) 「社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(参議院ウェブページ、[http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/169/f068\\_060301.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/169/f068_060301.pdf)、2016 年 7 月 1 日参照)
- 23) 「社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について(平成 20 年 6 月 11 日 各都道府県教育委員会等あて 文部科学事務次官通知)」(文部科学省ウェブページ、[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_1/08052911/1279324.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1279324.htm)、2016 年 7 月 1 日参照)